別表第五　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項

事項	内容
［略］	
三　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携・接続並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続を定めること。
［略］	
五　乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容	地域における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進方策を定めること。
六　特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項	特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。
七　［略］	

別表第七　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画任意記載事項

事項	内容
［略］	
三　教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項	事業者が提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する実施体制の整備を始めとする教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項を定めること。
［略］	

別表第五　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項

事項	内容
［同上］	
三　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。
［同上］	
［項を加える。］	
五　特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。
六　［同上］	

別表第七　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画任意記載事項

事項	内容
［同上］	
三　教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項	事業者が提供する教育・保育に係る教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する実施体制の整備を始めとする教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項を定めること。
［同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。